

社会福祉法人 アルーラ福祉会 多目的ホール新築工事

設計・監理者 選定プロポーザル 実施要領

2022年10月

社会福祉法人 アルーラ福祉会

社会福祉法人 アルーラ福祉会 多目的ホール新築工事
設計・監理者 選定プロポーザルの説明書

1. 多目的ホール建設の目的

- 1) 天候に左右されずに行事や地域交流、運動が行えるイベントホールとする。
- 2) 感染症や災害時の避難場所、地域生活移行に向けた宿泊訓練など、利用者の障害特性に配慮した活動空間を提供する。
- 3) 日中一時支援サービス利用者の訓練の場とする。

2. プロポーザルの概要

- 1) 名称:「社会福祉法人 アルーラ福祉会 多目的ホール新築工事」
(以下「本プロポーザル」と略)
- 2) 内容:多目的ホール(訓練室・宿泊室ほか詳細は今後の打合せによる。)
- 3) 規模:約600㎡・平屋建て(構造は未定)
- 4) 敷地:2,964.05㎡・都市計画区域外・建蔽率70%・容積率200%

3. プロポーザルの方式

本プロポーザルは、社会福祉法人 アルーラ福祉会が主催する。

本プロポーザルは、設計事務所を公募し法人にて複数社を指名し提案を求めるものとする。
主催者は「多目的ホール新築工事 設計・監理者 選定プロポーザル 審査委員会」を設置し、設計者を選定する。

4. プロポーザルの目的・位置づけ

- 1) 障害者施設の特性を十分に理解した設計・監理者を選定することを目的とする。
- 2) 設計・監理者の経験や見識をもとに快適で利用しやすい多目的ホールを目指す。
- 3) 本プロポーザルの審査において、設計・監理者として選定された企業とは、その後の設計・監理業務委託の交渉を行う。
- 4) 設計・監理の具体的な進め方については、主催者と選定された企業との間で、協議の上進めて行くものとする。

5. 応募資格要件

- 1) 応募者または代表者が一級建築士の資格を有する者とし、建築士法23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- 2) 一級建築士を有する所員が5名以上在籍していること。
- 3) 兵庫県建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有すること。
- 4) 行政庁・自治体から指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- 5) 1,000㎡以上の障害者施設の新築工事において、設計・監理業務の実績があること。
- 6) 社会福祉法人が、国の補助制度を利用し建設する同種同類の建物を設計した実績があること。
- 7) 同種同類の設計実績のある担当者を主任技術者に配置できること。

6. 主催・連絡先

主催:社会福祉法人アルーラ福祉会

連絡先:社会福祉法人アルーラ福祉会 / 担当:西村・森川

〒679-4346 兵庫県たつの市新宮町千本 2294-1

TEL:0791-75-1562 FAX:0791-75-2149

E-mail:tss-flower21@cap.ocn.ne.jp

7. 募集内容

本プロポーザルの開催趣旨と下記に示す課題を十分理解した上で、多目的ホールの建設について提案を求める。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1、本施設の特性を十分に理解した建物とすること。2、現在の立地環境の特性に配慮し、法規制に遵守すること。3、周辺地域、周辺環境との調和を考慮すること。4、地球環境に配慮した持続可能な建物とすること。 |
|--|

提案項目

- 1) 本件を含む障害者支援施設に対する考え方、設計理念
- 2) 事業工程表(設計着手から竣工引き渡しまで)
- 3) 設計監理における組織体制図
- 4) 「5. 応募資格要件」を満たす書類
- 5) 会社案内
- 6) 設計監理費用見積書(申請手数料は別途とする)
- 7) 面談による口頭説明

※図面等は求めない。今後法人と共に新しい施設をつくるために必要な能力、姿勢を有する事務所を選定する。

8. 募集方法

- 1) 実施要項を障害者支援施設アルーラのホームページに掲載する。
- 2) 参加申し込み企業は、2022年11月14日(月)17時までに電子メールで応募すること。
- 3) 申し込み企業から法人にて選定した企業に対して、2022年11月18日(金)までに参加資格通知書を電子メールで通知する。
- 4) 参加企業に、敷地測量図及び既存建物の資料を配布する。

9. 審査

1) 審査方法

提出された提案資料および面談による口頭説明をもとに審査を行う。

10. 提出方法

- 1) 提案資料は、郵送または輸送代行業によるものに限る。直接持参は認めない。
- 2) 提出期限は2022年12月9日(金)17時まで必着とする。
- 3) 提出資料の送り先は、「6. 主催・連絡先」に同じ。
- 4) 提出部数は「7. 募集内容」の提案項目1)～3)を10部 4)～6)を1部とする。
- 5) 提案資料提出後の修正、加筆は認めない。また提案資料の返却はしない。
- 6) 提案資料の作成、応募に関わる費用負担は応募者の負担とする。

11. 提案資料の無効

- 1) 本要領に示された条件に適合しない場合。
- 2) 記載内容に虚偽がある場合。
- 3) 提出期限以内に提出されなかったもの。
- 4) その他、本開催要領の内容に沿わないもの。

12. 質問の受付

- 1) 質問は、質疑書(任意書式)に記入し、メールにて送付すること。
送り先は「6. 主催・事務局」の連絡先に同じ。
- 2) 質問期限は、2022年11月28日(月)17時までとする。
- 3) 回答は、2022年11月30日(水)17時までにメールにて回答する。
- 4) 質問への回答は、主催者が必要と認めたもののみ行う。

13. スケジュール

説明会 :2022年11月21日(月)(午後予定。時間は追って通知する)

質疑受付 :2022年11月28日(月)17時まで

質疑回答 :2022年11月30日(水)17時まで

提出日 :2022年12月 9日(金)17時まで

<以下の日程は変更となる場合があります>

口頭説明 :2022年12月13日(火)(午後予定。時間は追って通知する)

審査結果 :2022年12月21日(水)(通知予定)

設計契約 :2022年12月末(吉日)

設計着手 :2023年 1月中旬頃